政令第　　号

人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣は、第三号に掲げる職員の能力評価に係る評価項目のうち、個別評語を同号に定める数の段階とする必要がないと認めるものについては、当該数を下回る範囲内の数で個別評語の段階を別に定めることができる。

第六条第二項第三号中「五」を「六」に改め、同条第三項中「の程度が」の下に「当該能力評価に係る職員に求められる能力の発揮の程度に達していると」を加え、「、それぞれ通常のもの」を「当該業績評価に係る職員に求められる当該役割を果たした程度に達している」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書の規定により個別評語の段階を定めた場合には、当該個別評語については、内閣

総理大臣が別に定める段階を付すものとする。

第六条第三項第二号中「及び第三号」を削り、「中位」を「上位又は中位」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前項第三号に掲げる職員　最下位の段階より二段階以上上位の段階

第十一条第一項中「面談」の下に「（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話（次項において「特定通話」という。）を含む。同項及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「勤務していること」を「勤務し、かつ、特定通話を行うために必要な電気通信回線を利用することができないことその他の事情」に改め、「交信」の下に「（特定通話に該当するものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○　人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定期評価における評語の付与等） 第六条　（略）	（定期評価における評語の付与等） 第六条　（略）
2　個別評語及び全体評語は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数の段階とする。ただし、内閣総理大臣は、第三号に掲げる職員の能力評価に係る評価項目のうち、個別評語を同号に定める数の段階とする必要がないと認めるものについては、当該数を下回る範囲内の数で個別評語の段階を別に定めることができる。	2　個別評語及び全体評語は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数の段階とする。
一　第十九条第一号に掲げる職員のうち、事務次官及びこれに準ずる職にある職員　二	一　（同上）
二　第十九条第一号に掲げる職員のうち、前号に掲げる職員以外の職員　三	二　（同上）
三　前二号に掲げる職員以外の職員　六	三　前二号に掲げる職員以外の職員　五
3　個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあっては第四条第三項の発揮した能力の程度が当該能力評価に係る職員に求められる能力の発揮の程度に達していると、業績評価にあっては同条第四項の役割を果たした程度が当該業績評価に係る職員に求められる当該役割を果たした程度に達していると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、前項に定める段階のうち当該各号に定めるものを付すものとする。ただし、同項ただし書の規定により個別評語の段階を定めた場合には、当該個別評語については、内閣総理大臣が別に定める段階を付すものとする。	3　個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあっては第四条第三項の発揮した能力の程度が、業績評価にあっては同条第四項の役割を果たした程度が、それぞれ通常のものと認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、前項に定める段階のうち当該各号に定めるものを付すものとする。
一　前項第一号に掲げる職員　上位の段階	一　（同上）

二　前項第二号に掲げる職員　上位又は中位の段階 三　前項第三号に掲げる職員　最下位の段階より二段階以上上位の段階	二　前項第二号及び第三号に掲げる職員　中位の段階
4　（略）	（新設） 4　（略）
（評価者による指導及び助言） 第十一条　評価者は、前条の開示が行われた後に、被評価者と面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話（次項において「特定通話」という。）を含む。同項及び次条において同じ。）を行い、定期評価における能力評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。	（評価者による指導及び助言） 第十一条　評価者は、前条の開示が行われた後に、被評価者と面談を行い、定期評価における能力評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。
2　評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務し、かつ、特定通話を行うために必要な電気通信回線を利用することができないことその他の事情により前項の面談により難い場合には、電話その他の通信手段による交信（特定通話に該当するものを除く。）を行うことにより、同項の面談に代えることができる。	2　評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務していることにより前項の面談により難い場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。